

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3175195号
(U3175195)

(45) 発行日 平成24年4月26日 (2012. 4. 26)

(24) 登録日 平成24年4月4日 (2012. 4. 4)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 5 C 3/00 (2006.01) A 4 5 C 3/00 C

評価書の請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 実願2012-709 (U2012-709)
 (22) 出願日 平成24年2月13日 (2012. 2. 13)

(73) 実用新案権者 599014596
 株式会社カナックス
 東京都港区芝浦四丁目16番23号
 (74) 代理人 100103872
 弁理士 柏川 敏夫
 (74) 代理人 100149456
 弁理士 清水 喜幹
 (72) 考案者 菅野 健
 東京都港区芝浦四丁目16番23号 株式
 会社カナックス内

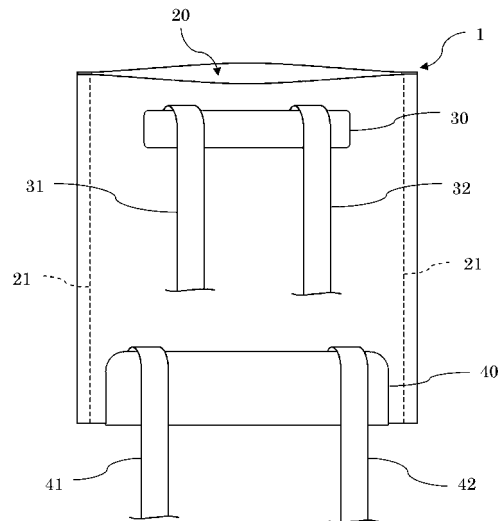
(54) 【考案の名称】 多形態バッグ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 手提げ、肩掛け、あるいは背負いのいずれの態様にも容易に変形させることができると共に、いずれの態様でも使用者が快適に使用できるバッグを提供する。

【解決手段】 手提げ、肩掛け、あるいは背負いの態様に自在に変形できるバッグ1であって、一端に、収容物を収容するための開口部20が形成された袋状の本体と、本体の裏面において、上方及び下方の左右それぞれに、一端部が取り付けられた四本の紐31、32、41、42と、を有し、紐31、32、41、42は、いずれの紐31、32、41、42とも結紐可能な長さからなり、四本の紐31、32、41、42を二本一組で結び合わせることで結び合わされた紐が提げ紐又は肩掛け紐を構成する。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

手提げ、肩掛け、あるいは背負いの態様に自在に変形できるバッグであって、一端に、収容物を収容するための開口部が形成された袋状の本体と、上記本体の裏面において、上方及び下方の左右それぞれに、一端部が取り付けられた四本の紐と、を有し、

上記紐は、いずれの紐とも結紐可能な長さからなり、上記四本の紐を二本一組で結び合わせることで、結び合わされた紐が提げ紐又は肩掛け紐を構成する、ことを特徴とする多形態バッグ。

【請求項 2】

下方に取り付けられた二本の紐が、上方に取り付けられた二本の紐に比して、互いに対して離間して取り付けられている、請求項 1 記載の多形態バッグ。

【請求項 3】

上記紐は、布体によって、一端部が上記本体の裏面との間に挟み込まれ、当該布体ごと上記本体の裏面に縫い付けられている、請求項 1 又は 2 記載の多形態バッグ。

【請求項 4】

上記紐は、上記本体の裏面に直接縫い付けられている、請求項 1 又は 2 記載の多形態バッグ。

【請求項 5】

上記本体は、一枚の帯状の布体を折り畳むと共に、両側端を縫い合わせた形状からなる、請求項 1 乃至 4 いずれかの項に記載の多形態バッグ。

【請求項 6】

上記本体の底部には、底部を補強する帯状の布体に取り付けられている、請求項 1 乃至 5 いずれかの項に記載の多形態バッグ。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、使用者の用途に応じて形態を変えられるバッグに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、鞆には、手提げ鞆や肩掛け鞆、あるいはリュックサックといった態様のものがあり、それぞれ、手に持ったり、肩にかけたり、背負ったりと、持ち方が異なる。

この持ち方は通常、鞆ごとに決まっており、肩掛け鞆を背負ったり、リュックサックを手提げにしたりすることは想定されておらず、そのような持ち方ができるようには作られていない。

【0003】

しかしながら、使用者のときどきの都合によって、持ち方を変えたい時もある。例えば、電車の中で立っているときに鞆を背負っていると周りの迷惑になるため、手提げのほうがよいが、両手に荷物を持つ必要ができたときは背負いにしたほうがよくなる。

また、このような使用者の都合によらずとも、使用者のそのときの気分や、服装や場所柄に合った持ち方がそのときどきで異なることもある。

【0004】

この点、特許文献 1 では、鞆の上下幅の二倍以上の長さの第一の紐の両端を鞆本体の前面の両側側縁部寄りに固定し、鞆本体の裏面の上方に中央で紐を挿通可能とした二個の位置ずれ防止変を取り付け、鞆本体の裏面の下部の両側縁寄りに、第一の紐よりも長い第二の紐のための二個の紐通し具を設け、前記第二の紐は、その両端をバックルおよび前記紐通し具に通してなり、前記バックルにより、第二の紐を第一の紐と長さを同じにして手提

10

20

30

40

50

げ用とし、第二の紐を第一の紐よりも長くして第二の紐を肩掛け用とし、または、第二の紐を第一の紐よりも長くして、前記位置ずれ防止変と紐通し具間の第二の紐と鞆本体の裏面間に腕を通して背負いようとする多用途鞆が提案されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】実登第3024734号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、上記特許文献1記載の鞆は、手提げ、肩掛け、あるいは背負いの態様に變形させるためには、いちいちバックルで第二の紐の長さを調節しなければならず面倒である。また、鞆を背負ったり肩に掛けたりする場合、紐通し具やバックル、または位置ずれ防止片が背中や脇腹に当たるため不快である。

【0007】

そこで本考案は、手提げ、肩掛け、あるいは背負いのいずれの態様にも容易に變形させることができると共に、いずれの態様でも使用者が快適に使用できるバッグを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記目的を達成するため、本考案に係る多形態バッグは、手提げ、肩掛け、あるいは背負いの態様に自在に變形できるバッグであって、一端に、収容物を収容するための開口部が形成された袋状の本体と、上記本体の裏面において、上方及び下方の左右それぞれに、一端部が取り付けられた四本の紐と、を有し、上記紐は、いずれの紐とも結紐可能な長さからなり、上記四本の紐を二本一組で結び合わせることで、結び合わされた紐が提げ紐又は肩掛け紐を構成することを特徴とする。

【0009】

また、下方に取り付けられた二本の紐が、上方に取り付けられた二本の紐に比して、互いに対して離間して取り付けられているものとしてもよい。

【0010】

また、上記紐は、布体によって、一端部が上記本体の裏面との間に挟み込まれ、当該布体ごと上記本体の裏面に縫い付けられているものとしてもよい。

【0011】

また、上記紐は、上記本体の裏面に直接縫い付けられているものとしてもよい。

【0012】

また、上記本体は、一枚の帯状の布体を折り畳むと共に、両側端を縫い合わせた形状からなるものとしてもよい。

【0013】

また、上記本体の底部には、底部を補強する帯状の補強布体に取り付けられているものとしてもよい。

【考案の効果】

【0014】

本考案によれば、使用者の都合に応じて、バッグを手提げ、肩掛け、あるいは背負いのいずれの態様にも容易に變形させることができる。また、紐を留める金具等を用いないことから、いずれの態様でも、使用者が快適に使用できる。

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】本考案の実施形態に係る多形態バッグの裏面側を示す平面図である。

【図2】本実施形態に係る多形態バッグの表面側を示す平面図である。

【図3】本実施形態に係る多形態バッグの一使用例を示す平面図である。

10

20

30

40

50

【図4】本実施形態に係る多形態バッグの他の使用例を示す平面図である。

【考案を実施するための形態】

【0016】

以下、本考案の実施形態に係る多形態バッグについて、図を参照して説明する。

図1及び図2に示されるように、本実施形態に係る多形態バッグ1は、一端に開口部20が形成された袋状の本体2と、本体2の裏面側に取り付けられた4本の紐31、32、41、42によって構成される。

【0017】

本体2は、一枚の帯状の布体を中央で折り畳んだ形状からなる。折り畳んだ状態から両側端を縫い合わせてステッチ21を形成することで、折り畳まれた部分が底部を形成し、全体として袋状に構成される。

ステッチ21が形成されていない上部は開口部20を形成し、この開口部20から内部に収容物を差し入れて収容することができる。

【0018】

本体2の裏面には、上方に左右一对の紐31、32が取り付けられ、さらに下方に左右一对の紐41、42が取り付けられている。

紐31、32は、帯状の布体30によって本体2の裏面との間に挟み込まれ、布体30ごと本体に縫い付けられている。

また、紐41、42は、本体2の表面から裏面にかけてあてがわれた帯状の布体40によって本体2の裏面との間に挟み込まれ、布体40ごと本体2に縫い付けられている。

【0019】

帯状の布体40は、本体2の底部において表面から裏面にかけてあてがわれ、さらに本体2に縫い付けられている。この布体40により、バッグ1の底部が擦り切れ等しにくいように補強されている。

【0020】

なお、上記した本体2、布体30、40、及び紐31、32、41、42は、皮革、ナイロン素材、布や化学繊維など、各種の生地で構成することができ、特にその素材は限定されない。

【0021】

このような多形態バッグ1において、紐31、32、41、42は、いずれの紐31、32、41、42とも結紐可能な長さを有しており、例えば、紐31、32同士や紐41、42同士を結び合わせたり、紐31、41同士や紐32、42同士を結び合わせたり、紐31、42同士や紐32、41同士を結び合わせたりすることができる。

【0022】

そして、紐31、32同士を結び合わせたときには、図3に示されるように、紐31、32が提げ紐あるいは肩掛け紐として構成され、手提げバッグ、あるいは肩掛けバッグ様に用いることができる。

また、紐31、41同士と紐32、42同士を結び合わせた時には、図4に示されるように、紐31、41及び紐32、42が背負い紐として構成され、リュックサック（背負い）様に用いることができる。

【0023】

なお、紐31、32、あるいは紐41、42は、それぞれ左右に離間して本体2に取り付けられているが、紐41、42は、その間の長さが、紐31、32の間の長さより長くなるようにして本体2に取り付けられている。これにより、多形態バッグ1をリュックサック様にして使用者が背負う際、上方の紐31、32に対して下方の紐41、42の取り付け位置が左右に離間していることで、背負いやすいようになっている。

【0024】

以上の本実施形態に係る多形態バッグ1によれば、紐31、32、41、42を使用者の任意で結び合わせることで、手提げバッグ、肩掛けバッグ、あるいはリュックサック様に容易に態様を変えて用いることができる。また、本体2に余計な金具が取り付けら

10

20

30

40

50

れていないため、肩掛けバッグやリュックサック様に用いても、金具が使用者の体に当たったりせず使用感が良い。

【 0 0 2 5 】

なお、本実施形態では、紐 3 1、3 2、4 1、4 2 は、布体 3 0、4 0 によって本体 2 の裏面との間に挟み込まれ、布体 3 0、4 0 ごと本体に縫い付けられるものとしたが、これに限らず、本体 2 の裏面に直接縫い付けられていてもよい。

【 0 0 2 6 】

また、本実施形態では、本体 2 は、一枚の帯状の布体を折り畳み、両側端を縫い合わせて袋状に構成しているが、側端部に別の布体を縫い合わせてマチを設けることもできる。

【 0 0 2 7 】

また、本実施形態では、多形態バッグ 1 の好適な使用例として、紐 3 1、3 2 同士を結び合わせて、手提げバッグ、あるいは肩掛けバッグ様としたり、紐 3 1、4 1 同士と紐 3 2、4 2 同士を結び合わせてリュックサック（背負い）様としたりする例を示したが、これに限らず、使用者の任意により、紐 3 1、4 2 同士を結び合わせるなど、他の組み合わせによる結び方をして用いることもできる。

【 符号の説明 】

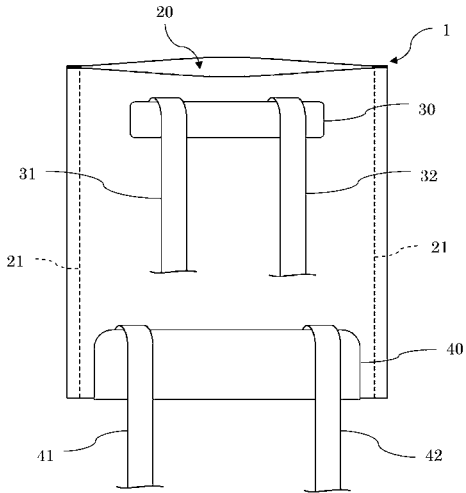
【 0 0 2 8 】

- 1 多形態バッグ
- 2 本体
- 2 0 開口部
- 2 1 ステッチ
- 3 0 布体
- 3 1 紐
- 3 2 紐
- 4 0 布体
- 4 1 紐
- 4 2 紐

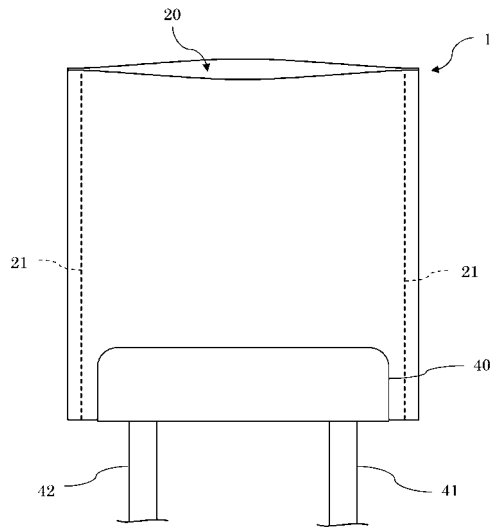
10

20

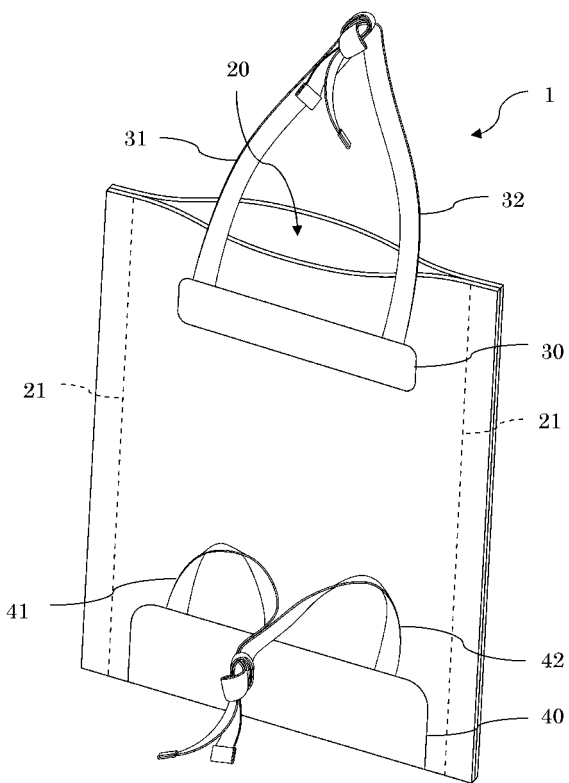
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

